



第6回

社会保険講座



健康保険について



中谷 知世

健康保険の目的

業務災害による傷病等は労災保険の給付が行われることを以前ご紹介しましたが、業務災害以外による傷病等は健康保険の給付が行われます。また労働者本人だけでなく、その家族である「被扶養者」にも保険給付が行われます。

健康保険が適用となる事業所・労働者

ここでご紹介する要件については「協会けんぽ」「健康保険組合(大企業が設立したもの)」のものです。「国民健康保険(市町村が運営するもの)」「国民健康保険組合(同種の事業で運営されるもの、医師国保等)」の要件ではありません。

●法律上当然に適用となる事業所

- ・法人の事業所
- ・個人経営で常時5人以上の従業員を使用するもの
(ただし農林水産業や飲食店、理容・美容業等のサービス業の事業所については5人以上従業員を使用しても適用事業所とはなりません。)

●加入をしなければならない被保険者

上記事業所で働く正社員については原則加入をしなければなりません。パート・アルバイトについては以下の要件があります。

- ・正社員の1日または1週間の所定労働時間の3/4以上、かつ1ヶ月の所定労働日数の3/4以上の勤務形態

つまり正社員の所定労働時間が40時間(1日8時間、週5日勤務)である場合、パート・アルバイトは週に30時間以上働くと被保険者になります。

他にも以下のような方たちが被保険者に該当します。

- ・法人の代表者(法人から労務の対象として報酬を受けている者)→個人事業主は被保険者とはなりません。
- ・適法に就労する外国人→労災保険は不法就労の外国人であっても適用されます。
- ・2以上の事業所で報酬をうけている役員等→各事業所でうけている報酬を合算し保険料が決定されます。

※非常勤である役員は対象外です。

●被扶養者

被扶養者に該当することにより、保険料の負担軽減を図ることができます。

・被扶養者の範囲

以下の表の通りになります。生計維持関係がある親族が対象者です。

生計維持関係	
①	②
同一世帯問わず	同一世帯が要件
配偶者、父母(直系尊属等)、子、孫、弟妹 ※平成28年10月から兄姉も対象	①以外で被保険者の3親等内の親族 等 (例えば兄姉、甥姪、叔父叔母が該当します。)

※75歳以上の方(後期高齢者医療制度の被保険者)また健康保険の任意継続被保険者である方は、被扶養者とはなれませんのでご注意ください。

・生計維持関係の判断

年間収入は継続して入る又は入る予定の年金、資産所得、雇用保険の基本手当等も算定の対象となります。

	同一の世帯に属している場合	同一の世帯に属していない場合
60歳未満	①130万円未満かつ ②被保険者の年収1/2未満	①130万円未満かつ ②被保険者からの援助額よりも少ない
60歳以上 または 障がい者	①180万円未満かつ ②被保険者の年収1/2未満	①180万円未満かつ ②被保険者からの援助額よりも少ない